

専門家  
派遣  
相談無料

# ハラスメント事案に どう対応したらいいの？



ハラスメント事案の対応に直面した事業主の皆様

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント（2026年10月1日からはカスタマーハラスメント、求職者等に対するハラスメント）対策が事業主に義務付けられていますが、本事業では、**企業の労務管理に精通する専門家が、ハラスメント事案が生じた企業等からの相談に応じ伴走支援を行い、速やかに解決するための対応策を助言します。オンラインでの対応も可能です。**

オンライン対応可

秘密厳守

本事業のアドバイザーが

ハラスメント事案が生じた企業等の事業主や

人事労務管理者等に対してアドバイス・提案を行います。

**ハラスメント対策を自立して進められるように、  
無料で専門家を派遣してお手伝いします！**

## ハラスメントが発生した際は、**早期対応が必要**です。

職場での各種ハラスメント※は、被害者の救済が重要であることはもちろん、  
ほかにも様々な影響があります。

### 周囲の人たち

- ・仕事への意欲低下
- ・職場全体の生産性に悪影響

### 各種ハラスメントを 行った人

- ・社内での自分の信用低下
- ・懲戒処分や訴訟の可能性
- ・自分の居場所が失われる

### 企業

- ・業績悪化
- ・貴重な人材の損失

職場における各種ハラスメントが発生した場合、迅速かつ適切に対応する必要があります。

※パワハラ、セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、カスハラ、求職者等セクハラ

本事業に関するお問い合わせ、支援の申込はHPから  
<https://harassment-jian-banso.mhlw.go.jp>



## 伴走支援は「全4回」で実施し、このように進めます

### 現状ヒアリング、 情報・課題の整理



事業主様、人事労務担当者様  
に対し、現状をヒアリング  
し、情報や課題の整理をお手  
伝いします。

1~2回

### 事実確認手法ご案内 配慮、措置等の支援



・事実関係の確認の手法をご  
案内します。  
・被害者への適正な配慮、行  
為者に対する適正な措置等  
についての助言を差し上げ  
ます。

1~2回

### フォローアップ助言



支援を踏まえて、進捗状況等  
のフォローアップを行うとと  
もに、再発防止措置の実施に  
ついての助言を行います。

1回

### 本事業での支援対象となる事業所と支援の範囲

- ・本事業の支援対象事業所は労働者を雇用する 事業所の事業主ないし人事労務担当者の方です。
- ・本事業の支援の範囲は、雇用する労働者等からハラスメントを受けた旨の相談が実際にあった際の  
以下のような対応について、助言を行うものです。
  - i) 事実関係の確認
  - ii) 被害者に対する配慮のための措置
  - iii) 行為者に対する措置等の対応に苦慮しており、助言を求めたい。

### 本事業における制限事項

- ・事案がハラスメントに該当するかどうかの最終的な判断・認定は依頼者の責任で行ってください。
- ・関係者への処分や配置転換などの措置の決定は依頼者の責任で行ってください。
- ・被害者、行為者への直接対応は行いません。
- ・当事者や関係者からの直接の事実聴取を行いません。聴取方法の助言、結果の分析や調査後の  
措置に対する助言は行いますが、調査主体はあくまで依頼者です。
- ・法律上の代理人としての活動を行いません。

本事業での支援事例を整理して、ハラスメント事案解決の専門的知識がない企業が、対応力強化のために活用できる事例集を作成します。  
(事業主様や個人が特定できるような情報は一切公開いたしません。)

WEBからお申し込みができなかった場合には、以下へご連絡ください。

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部

ハラスメント事案解決のための伴走型支援及び事例集の普及事業事務局

電話：0120-997-923

電話受付時間：毎週月曜日～金曜日（9：00～18：00）※祝日、年末年始を除く